

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 開会前だが、日角委員が所要のため欠席するのでお知らせする。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 開会宣言
- ・ それでは説明を受けるために理事者の出席を求める。

（総務部 入室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 大間原発の訴訟にかかわって、市の対応についてを議題とする。
- ・ このことについて何か発言はあるか。

○出村 勝彦委員

- ・ 大間原発の再開差し止めで市がこれから対応策を考えていることについてお聞きする。
- ・ 去年の10月に市長が法的措置も辞さないというコメントをして以来、総務部として、どういう対応策を検討してきたのか。

先般 9 月 28 日の道新夕刊に大間年内に建設再開という記事で市のコメントを小山内次長がしている。私もこの大間原発に対しては非常に脅威を感じ、気持ちの上で全く同じだが、こと訴訟ということになればいろんな問題が惹起してくるわけで、市民の意見、司法関係者の方の声などを聞くと、「行政訴訟となると相手は国なのか電源開発なのか」、「いずれにしても国が政策としてやってきているわけだから、それを相手取って自治体が訴訟を起こすという形が果たしてどうなんだ」と、政治は政治の問題で決着していくべきでないか。

河合弁護士を筆頭に弁護団も用意した。そのほかに全国の原発に対して理解のある、共鳴してくれる弁護士も入れていく、函館を原発反対の基地にしていくんだという運動展開になっていくと思わせる。市民はもとより国民の浄財を集めていくという募金活動をやっていくというようなことも言われている。

- ・ 原発の問題をこの大間にだけ取り上げて、法廷闘争で人格権なり財産権で争うことに対して、司法関係者の中でも意見が分かれるんでないか。河合弁護士は法的にも十分対抗できるんでないかということなのか、その辺も含めて聞きたい。
- ・ それから、財務部長、財政的な面で非常に厳しい状況にあるが、財政問題も含めて、去年の10月以来、幹部も相談したとなっているが、どのような形で市長とこの訴訟に至る内部協議をしてきたか。行政としてこうしていくんだというのが、議員には伝わってなかった。先の話でないかなと思うが、議会の議決も必要になってくると思っているから、その辺の経緯について聞かせてほしい。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 大間原発の無期限凍結ということで市長がかねてから発言しているわけだが、経過を改めて説明すると、去年の福島原発事故以来、大間原子力発電所については事業者である電源開発株式会社が自主的にという形になるが、休止していた。そうした状況の中で政府は2030年代原発をゼロにするとい

う戦略の方針を民主党も含め、政府も決めた。ただ閣議決定ではペーパーとしての閣議決定はされなかったわけだが、政府としての姿勢は変わっていない。一方では、経済産業大臣なり内閣官房長官が大間だけではなく島根と東通に建設中の原発があるわけだが、建設中の原発についてはこれまでの法律の仕組みに基づいて許可したものだから、それについて政府が建設を中止させるということにはならないといった発言をされた。

私どもからすれば、やはり事故を踏まえれば、大間原発は函館まで23キロ、ましてや遮へい物もない中で非常に函館市のみならず道南に影響が大きい原発が今の政府のものの考え方が2030年代ゼロにすると言っているにもかかわらず、既存の原発と違う、そういったものを建設することを容認したことはいかがなものかといったことがあって、これまでも近隣の首長、それから経済界と共に国なりに要請活動を続けてきたということである。そうした中で、国からの答え、事業者である電源開発からの答えについては、従前と全く変わらないもので、はっきり言って誠意のあるものとは思えない状況があったわけである。市長とすれば原発そのものに反対しているわけではないが、あくまでも市長の思いとすれば、今回の福島事故を見れば今までの仕組み、制度、基準、安全基準等も含めてだが、それで建設されたものが、既存の原発である。一方、大間を含めて建設中の3原発については、建設中であるから、今動かすことにはならんだろうという視点である。だから原発が反対だということではなくて、政府の方針で2030年までにゼロにすると言っているのだから、今、既存の原発はいろんな需要で動かすか、動かさないかはあるかもしれないが、建設中の原発については少なくとも新設と同じ扱いになるはずだということで、建設を継続して完成させることはおかしいことではないかという思いがある。

- ・ もう一つは、函館市なり道南に対する影響が大きいということで、大間の原発の建設を凍結させたいという意識だということである。それに対してそういう話を何度したが、誠意を持った回答にはなっていないだろうという判断である。そうした中で最終的には市民のことを考えれば、法的手段も考えなければならぬという段階であると思っているし、新聞等の中で訴訟経費の報道があったが、あくまでも最終的な判断をするに至るまでの検討の費用というか、確かに自治体が訴訟を起こすというのは非常に難しい部分、さまざまな問題があると思うので、あくまでも訴訟を起こすということではなくて、訴訟を起こすとしたらどうなのか、どういうことが考えられるのかといった意味で私どもに指示もあったし、副市長もいる中で協議をし、そういったことの予算化は必要なんだろうというのが、現時点の状況である。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 総務部が中心になって協議をしている状況なので、直接的に財務部がかかわることは今までなかったが、新聞報道等によって概算で約2,500万円という話は聞いているが、総務部長が話したようにどれを対象にするかで数字が変わってくる話である。確かに財源的に、もしそうであれば、何年続くかもあるが、財政的には負担とはなる。また、財源も見つけていかなければならないし、出村委員が先ほど話されたように市民の寄附という話もあった。今後、もしそうなった場合には総務部と協議し、検討したい。

○出村 勝彦委員

- ・ 去年の10月から対応として、誰と誰が協議したのか。法的措置を含めて対抗するという一連の流れの記事で言っていることと今ここで答弁していることに相当開きがある。その辺、はっきり話したほうがいいんじゃないか。市長、副市長、担当部長と協議したならした、河合弁護士のところは訴訟準備のために東京に行って、こっちにも来てもらい、費用もこのくらいかかるんだという段取りで進めてきたんでなければ、ここまでの記事にはならないと思う。
- ・ それから機構の面で行政訴訟だから、行政対行政の法廷闘争になってくる場合に果たしてそういう心構えは、きちっとできてるのか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 確かに河合弁護士と市長が会って話をしている。その経過だが、たまたま河合弁護士が大間原発訴訟の会の弁護団で函館にいらして、市長は最終的には法的手段もということをやっていたので、函館にいらしたということが偶然わかったものだから、その日ちょっとお会いしたいということで話をしたという経過がまず一つある。
- ・ もう一つは原発の訴訟については、自治体が訴えた例はないし、やっぱり原発の訴訟は相当専門的なものになるので、専門的な意見を聞きたいということで、確かに市の職員が行って話を聞いてきたというのは事実である。そうした中でも、訴訟を起こすにしても民事訴訟と行政訴訟、要は事業者を訴える場合、それから国を訴える場合と二つがあるわけだが、それについても具体的に行政訴訟を起こすということを決めたわけではなくて、訴訟するとすれば民事訴訟としての事業者を訴える部分、提起する部分と、国に対して差し止めを、国の権限でさせようという訴訟と両方考えられるんだろうといった議論を今までもしているし、ただ、じゃあそれでいきましょうということになったわけではないというのが、今の実態と思っている。ただ、訴訟をするとすれば確かに費用というのは出てくるわけで、それから訴訟を起こさないまでも弁護士さんが当然必要になり、弁護士さんとの相談の経費だとか、相談するための出張経費だとか、それから訴訟だけでなく今後のいろんな大間原発を無期限凍結させるための経費も出てくるわけで、その意味では裁判経費というのはどれくらいかかるんだろうかという相談はさせてもらっているのは事実である。いずれにしても、現段階で事業者なり国に対して訴訟を起こすということを決めたわけではなくて、起こすとしたらどういうやり方ができるのか、いくら費用が想定されるのかということと相談しているし、訴訟となれば議決事項になるので、当然、訴訟するとなれば議会にお諮りしなければいけないと思っている。現段階で、新聞にも出ているが、議会での補正という話になっているが、相談はさせてもらってるし、財務部長からもあったように、訴訟経費ということではなく事前の経費として、今後どの程度の額になるのかといった議論をした上で、議会に提案するということはあるかと思う。

○出村 勝彦委員

- ・ 非常に新聞報道と差異を感じる。一通り昨日から各紙に目を通してはいるが、大体同じような記事の内容である。ところが、担当部長はそうじゃないんだと、民事の問題も含めて。行政間の、政治的な決着ができないから訴訟にまでもっていくと一般市民はとるよ。それから法律関係者でも非常に難解な問題だという見解を示す法律家もたくさんいらっしゃる。もちろん市長が皆さんに相談されて、行政のトップとして庁内会議なりに諮ってやってきたんだらう。だから何日の何時からこの問題に対し

て検討したとか、そういうのがあるだろう。今聞いたって全然それに対しては答えていない。何か、はぐらかしなようにしか聞こえてこない。いかななものか。政治の問題は政治で決着していくと。今までの訴訟でこういう国策的な問題に対する見解とかいうのは一つもなかった。ほぼ裁判やって負けている、住民側が。

検討していると言うが、弁護士は東京の人で東京の地裁で訴えると書いてる。これみんなでたためなんだね。この記事は非常に誤った記事だ、市長は一度も言っていないと、きちっと反論するというか、わかりやすく説明する必要があるんでないか。早速抗議なりしたらどうか。私はこの記事の内容と部長が言っていることと相反する面が多々あると思うんだけど、どうなのか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 新聞報道だが、東京の裁判所といったことの相談もさせてはもらっている。やるとしたらどういうことになるんだろうという意味で。それから、これまでの市長なりとの協議だが、具体的に訴訟について協議したということではなくて、あくまでも政府が結果的に大間原発の建設再開を容認した形になり、それから大間原発が再開を函館市に対して通告があったわけで、それに対して国に対する要請だとか、道との連携だとか、さまざまな形でどう対応するかということの協議も毎日のように日々やってきた。それは市長もそうだし、副市長、それから私ども担当している総務部の担当職員までということになるが、そういう協議を常時した中で最終的に法的手段もということもあった。で、先ほど言ったように河合弁護士とたまたま会う機会もあり、河合先生にちょっといろいろ相談してみようということでも市の職員が出向いて相談もしてるし、東京でというような具体的な話もしている。ただ、前提とすれば訴えるということではなくて、訴えるとした場合に、非常に自治体が訴えるという難しさがあると思っているし、ましてや行政訴訟の部分というのは、原発は別にしても何点か国と自治体の行政訴訟というのはあるが、それについても非常に難しい結論が出ているというのも十分把握しているんで、だから今、行政訴訟を起こすということを決めたということではなくて、あくまでもそういった問題もある中で司法的手段というのはどうなんだろうという議論をしているということで、私、新聞報道も全部は見えていないが、そういったスタンスで話をしているはずだし、そういう記事になっているはずだと思っているが、いずれにしても出村委員の心配はわかるわけで、本当に難しい話だと思っているので、慎重に検討しながらである。ただ、やるとすればやはり具体的なものは把握していなければ、難しさも含めてだが、そういったことでちょっと検討しているし、今後も検討させてもらおうと。で、先ほど言ったように、実際の訴訟となれば当然議会の議決も必要となるわけで、その時点では前もって皆さんに話をするということにはなる。

○出村 勝彦委員

- ・ 具体的に新たな機構として、対策本部をつくるとかというところまで至っていない。
それから市長と関係部局とは十分に意思の疎通はとれてるのか。とれてないという人もいる。そういう協議もないっていう人もいるから。どうなんだろう。十分、意思の疎通はとれて、そういう会議をやったかを聞く。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 国の方針が示され、事業者が建設再開を通告したと。私どもとしても大変驚きであった。一方で、

これは言いわけ的になるのかもしれないが、所管の課が防災担当で災害に対する対応、津波避難計画等もそうだけれども、そういった業務に追われている中で、さっき言ったように市長なり副市長と、私だけが入った場合もあるし、それから課長まで入った場合、それから係長職まで入った場合、いろいろな形でやっているのだから、末端職員まで意識が徹底されたかという部分はないわけではないのかという気はしている。

いずれにしても、いろんな難しさは認識しているので、そういったことをどうしていくか。基本的には事業者なり国が、今の全国的な国民の意見だとか、それから今言った被災者の皆さんのことを思えば、国が政治的に大間原発をとめるというのは非常に適切なことだと思うし、そうあるべきだと私も思っている。それがどうしてもそうならないといったときのことをやはり一方では考えていかなければならないだろうというのは市長の思いだと思うし、それに対する検討はしていると理解いただきたい。

○出村 勝彦委員

- ・ 政治的に非常に重大な問題だから、発言した。
きょうのところは、大体わかった。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ 発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては今後の対応を進めていただきたい。
- ・ その他で何かあるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午後 4 時25分散会